

消 防 特 第 1 2 1 号
2 高 圧 第 9 号
令 和 2 年 9 月 9 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和2年政令第272号) 及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件 (令和2年総務省・経済産業省告示第6号) が本日公布され、石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、尾鷲地区等についてその指定を解除すること。（別表関係

）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）

政令第二百七十二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十一年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

別表中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号を第四十号とし、第四十三号を第四十一号とし、第四十四号を第四十二号とし、第四十四号の二を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十七号を第四十六号とし、第四十七号の二を第四十七号とし、第六十四号を削り、第六十五号を第六十四号とし、第六十六号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とし、第七十一号の四を第七十一号の三とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第七地区の項中「及び第三十五号から第三十七号まで」を「第三十五号及び第三十六号」に

改め、同表第八地区の項中「別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二まで」を「

別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号の二

」を「別表第四十三号」に改め、同表第十地区の項中「第六十四号及び第七十一号」を「及び第七十号

」に改め、同表第十一地区の項中「別表第七十一号の二」を「別表第七十一号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、尾鷲地区等についてその指定を解除する等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	新旧対照条文	
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）		1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）		2

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和二年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇三六 (略) (削る)</p> <p>三十七〇三十九 (略) (削る)</p> <p>四一〇四三 (略) 四一〇四七 (略) 四一〇六三 (略) (削る)</p> <p>六一〇七一の三 (略) 六一〇七五 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十一年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇三六 (略) 三十七 尾鷲地区 三十七 尾鷲地区 三重県尾鷲市国市松泉町の区域 同市矢浜三丁目、矢浜大道及び大字向井字河原の区域のうち主務大臣の定める区域 三八〇四十 (略) 四一 岬地区 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>四二〇四四の二 (略) 四二〇四七の二 (略) 四二〇六三 (略) 六十四 豊前地区 福岡県豊前市大字八屋の区域のうち主務大臣の定める区域 六一〇七一の四 (略) 六一〇七五 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域								区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域		区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

第八地区	区域令別表第三十八号 及び第四十五号から第四十七号 までに掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで 及び第七十号 に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	(略)

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号の二、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号及び第七十一号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域

○ 総務省 告示第六号
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省 告示第一号）
自治省

の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年九月九日

総務大臣 高市 早苗
経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

【一・二 略】
二の二 石狩地区

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで、三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三及び三千七百四十三番十五から三千七百四十三番十七までの区域

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十七、二十五番地の二十から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十九番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番

【一・二 同上】
二の二 「同上」

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三までの区域

三 「同上」

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十九番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番

地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇九 略〕

十 秋田地区

秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の六、二百十七番地の八、二百十七番地の九、二百十七番地の二十四、二百十七番地の二十八、二百十七番地の三十九、二百十七番地の四十四から二百十七番地の四十九まで、二百十七番地の七十五、二百十八番地、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域

〔一〇一〇 略〕

十四 鹿島臨海地区

〔イ 略〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法昭和三十九年法律第百〇九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十

地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇九 同上〕

十 〔同上〕

秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の六、二百十七番地の八、二百十七番地の九、二百十七番地の二十四、二百十七番地の二十八、二百十七番地の三十九、二百十七番地の四十四から二百十七番地の四十九まで、二百十八番地、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域

〔一〇一〇 同上〕

十四 〔同上〕

〔イ 同上〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法昭和三十九年法律第百〇九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十

、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〇二十六 略〕

二十七 伏木地区

富山県高岡市伏木磯町十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の六まで、二十番地の一から二十番地の三まで、三十三番地から三十六番地まで、三十八番地、四十番地、四十二番地の一から四十二番地の七まで、四十三番地の一から四十三番地の六まで、七十五番地の一、七十五番地の三十三から七十五番地の四十まで、七十五番地の四十二、七十五番地の百十一、七十五番地の百十三、七十五番地の百二十、七十五番地の百二十四、七十六番地の三十八、七十六番地の三十九、七十七番地の四十から七十七番地の四十三まで及び七十八番地の二十三から七十八番地の二十七まで並びにこれらに隣接する護岸並びに伏木湊町七十六番地の九十六、七十七番地の九十二、七十七番地の九十四から七十七番地の九十七まで、七十七番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔二十八〇三十二 略〕

三十三 〔略〕

〔削る〕

〔三十四〇三十六 略〕

〔削る〕

三十七 〔略〕

三十八 堺泉北臨海地区

〔イ・ロ 略〕

ハ 大阪府泉大津市臨海町一丁目（府道大阪臨海線以東を除く。）及び臨海町二丁目（二番一、二番二、埠頭及び府道大阪臨海線以東を除く。）の区域

、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〇二十六 同上〕

二十七 〔同上〕

富山県高岡市伏木磯町十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の六まで、二十番地、三十三番地から三十六番地まで、三十八番地、四十二番地の一から四十二番地の六まで、四十三番地の一から四十三番地の六まで、七十五番地の一、七十五番地の三十三から七十五番地の四十まで、七十五番地の四十二、七十五番地の百十一、七十五番地の百十三、七十五番地の百二十、七十五番地の百二十四、七十六番地の三十八、七十六番地の三十九、七十七番地の四十から七十七番地の四十三まで及び七十八番地の二十三から七十八番地の二十七まで並びにこれらに隣接する護岸並びに伏木湊町七十六番地の九十六、七十七番地の九十二、七十七番地の九十四から七十七番地の九十七まで、七十七番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔二十八〇三十二 同上〕

三十二の一 〔同上〕

三十三 削除

〔三十四〇三十六 同上〕

三十七 尾鷲地区

三重県尾鷲市矢浜三丁目六百四十一番地の四、六百八十番地の一、六百八十番地の十三、六百八十番地の十四及び七百八十二番地の一、矢浜大道千十番地の一（東邦石油株式会社敷地に限る。）及び千二百二十五番地の一（東邦石油株式会社敷地に限る。）並びに大字向井字河原五百十八番地の一及び五百十八番地の八の区域

三十八 〔同上〕

三十九 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 大阪府泉大津市臨海町一丁目（府道大阪臨海線以東を除く。）及び臨海町二丁目（二番地、埠頭及び府道大阪臨海線以東を除く。）の区域

三十九 [略]
[削る]

四十 [略]
四十 和歌山北部臨海北部地区
和歌山県和歌山市の次の区域

(1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百

十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百
百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び
二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原
二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十
三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三
、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島
千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番
十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、
字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四
番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番二、千
四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、
千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三
、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十
六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ
門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ
島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二
千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十
五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六
百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五
番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から
二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番三十二、二千六百七十五番三十三、二千
六百七十五番三十五、二千六百七十五番三十六、二千六百七十五番三十九から二千六百七
十五番四十二まで、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百
七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番一、千三百三十五番三、千三百三十六番一、千三百三十六番
三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番
三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百
四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五
番百三、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番一、千二百五十二番一、千二
百五十二番二、千二百五十五番三、千二百五十八番一から千二百五十八番六まで、千二百

四十 [同上]
四十一 岬地区

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川千九百五番の十二、千九百四十六番の一、二千六百六十一番の
一、二千六百六十二番の五、二千六百六十四番の九及び三千六百七番の一の区域
四十二 四十四の二 [同上]
[新設]

五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番一、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、千三百三十四番、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑棧橋以南、千三百三十四番三十一、千三百三十四番三十一、千三百三十四番四十三、千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番及び千四百八十九番の区域

四十五 和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜二百六十番地の九十八から二百六十番地の百まで及び二百六十番地の百三から二百六十番地の百一まで並びに藤白七百五十八番地の十七、七百五十八番地の十八、七百五十八番地の二十五から七百五十八番地の二十八まで、七百五十八番地の三十二、七百五十八番地の四十二、七百五十八番地の四十四、七百五十八番地の七十三、七百五十九番地の二、七百五十九番地の四から七百五十九番地の十七まで、七百五十九番地の二十から七百五十九番地の二十三まで、七百五十九番地の二十六から七百五十九番地の二十九まで、七百五十九番地の三十二から七百五十九番地の三十六まで、七百五十九番地の三十九から七百五十九番地の四十三まで、七百五十九番地の四十七から七百五十九番地の五十まで、七百五十九番地の五十二から七百五十九番地の五十八まで、七百五十九番地の六十から七百五十九番地の六十三まで、七百五十九番地の六十六から七百五十九番地の七十一まで、七百五十九番地の七十八から七百五十九番地の八十七まで、七百六十番地の一から七百六十番地の八まで及び七百五十八番地の一の区域

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百七十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番八、千四百二十番二、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番三十二、二千六百七十五番三十三、二千六百七十五番三十五、二千六百七十五番三十六、二千六百七十五番三十九から二千六百七十五番四十二まで、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番一、千三百三十五番三、千三百三十六番一、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千

〔四十八〕五十四 略〕
五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の十九、二千五百三十九番地の二十、二千五百三十九番地の二十五、二千五百四十七番地の三、二千五百四十七番地の五、二千五百四十七番地の九から二千五百四十七番地の十二まで、二千五百四十八番地の二、二千五百四十八番地の三、二千五百四十八番地の五、二千五百四十八番地の六、二千五百七十五番地、二千五百七十五番地の五から二千五百七十五番地の十九まで、二千五百七十五番地の二十から二千五百七十五番地の三十三まで、二千五百七十五番地の三十六、二千五百七十五番地の三十七、二千五百七十五番地の六十二から二千五百七十五番地の七十一まで、二千五百七十五番地の七十五、二千五百七十五番地の七十八、二千五百七十五番地の七十九、二千五百七十五番地の八十一、二千五百七十五番地の九十一から二千五百七十五番地の九十四まで、二千五百七十五番地の百九から二千五百七十五番地の百十一まで、二千五百七十五番地の百十四及び二千五百七十五番地の百十五の区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

(2) 下津町下津七番地、二十七番地の一、二十七番地の二、二十七番地の六、二十七番地の七、三十二番地の一、三十二番地の二、三千六十二番地の一、三千六十九番地、三千百一十一番地の二、三千百一十一番地の三、三千百一十一番地の四から三千百一十一番地の八まで、三千百一十一番地の九から三千百一十一番地の三まで、三千百五十八番地の三、三千百八十九番地の二、三千百九十二番地の二、三千百九十二番地の四、三千百九十二番地の九、同番地に隣接する護岸、三千百九十二番地の十一、三千百九十二番地の十二及び三千百九十四番地の一の区域

ロ 和歌山県有田市初島町浜字荳原五十番二十一、字北野四百番一及び四百番五から四百番八まで、字中之町五百番、字澤之前六百番一から六百番三まで、字唐見谷六百十六番、六百十八番二、六百六十三番二及び六百六十三番五、字御殿跡六百七十一番一、六百七十一番十九から六百七十一番二十一まで、六百七十四番二、六百八十五番二、六百八十五番五、七百番一、七百番二及び七百三十九番三から七百三十九番五まで、字城之内七百五十番、字琴八百七十五番一及び八百七十五番四から八百七十五番六まで、字径塚九百五十番、字脇本千番、千番六から千番八まで、千七十二番三及び千七十二番七、字砂浜千七百番一、千七百番八から千七百番十二まで及び千七百五十六番二並びに字西ノ浜千七百六十九番一、千七百六十九番三から千七百六十九番五まで、千七百六十九番七、千七百六十九番十一から千七百六十九番二十六まで、千七百七十番二、千七百七十番四、千七百七十番六、千七百七十番十六、千七百七十番十八、千七百七十番十九及び千七百七十番二十一の区域

〔四十八〕五十四 同上〕
五十五 〔同上〕

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の一、二千五百三十九番地の三、二千五百三十九番地の八、二千五百三十九番地の十六、二千五百三十九番地の十九、二千五百四十四番地の二から二千五百四十四番地の三まで、二千五百四十四番地の六、二千五百四十四番地の七、二千五百四十四番地の九から二千五百四十四番地の五まで、二千五百四十四番地の六、二千五百四十四番地の七、二千五百四十四番地の八、二千五百四十四番地の九、二千五百四十四番地の十から二千五百四十四番地の十三まで、二千五百四十四番地の十四、二千五百四十四番地の十五、二千五百四十四番地の十六、二千五百四十四番地の十七、二千五百四十四番地の十八、二千五百四十四番地の十九、二千五百四十四番地の二十から二千五百四十四番地の三十三まで、二千五百四十四番地の三十六、二千五百四十四番地の三十七、二千五百四十四番地の六十二から二千五百四十四番地の七十一まで、二千五百四十四番地の七十五、二千五百四十四番地の七十八、二千五百四十四番地の七十九、二千五百四十四番地の八十一、二千五百四十四番地の九十一から二千五百四十四番地の九十四まで、二千五百四十四番地の百九から二千五百四十四番地の百十一まで、二千五百四十四番地の百十四及び二千五百四十四番地の百十五の区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

